

令和5年度ボランティア活動事業助成金申請受付中

市民活動団体・ボランティア団体及びNPO法人が実施する社会福祉の増進を図る事業に対して助成します。

対象となる事業	対象者	金額
市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業で、社会福祉の増進が見込まれる事業 〈例〉・子育て、育児等に関するワークショップの開催 ・子ども食堂の運営	田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している5人以上で構成する団体	1事業につき3万円を限度として助成（ただし、助成の対象となる経費の3分の2以内まで）

申請は1団体1事業で、同一事業での申請は3年を限度とします。助成できる団体数には限りがあります。助成の適否及び助成金額はボランティアセンター運営委員会で審査し、決定します。

※この助成事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。

申請期限 4月末日 **申請受付** 田原福祉センター

令和5年度ボランティア活動保険加入受付を開始します

ボランティア活動中に自身がケガをした傷害事故や、相手にケガをさせたり、相手の物を壊してしまった賠償事故に補償されます。ただし、チェーンソーを使用するボランティア活動等、一部対象にならない活動もあります。

補償内容・保険料

基本プラン	年間保険料※	補償内容（一例）	
		入院保険金（日額）	通院保険金（日額）
Aプラン	250円	4,400円	2,800円
Bプラン	300円	5,400円	3,200円
Cプラン	500円	8,400円	5,800円

この他、地震・噴火・津波によるケガも補償する天災プラン（400円～800円）もあります。

※田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録いただいた方は、保険料のうち100円を助成いたします。

※ボランティア保険に加入の際は、なるべくおつりのないようにご用意ください。

補償期間 令和5年3月31日までに加入した場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（年度途中の加入の場合は、加入日の翌日から令和6年3月31日まで）

受付日時 平日の8時30分～17時15分

受付場所 田原福祉センター、赤羽根福祉センター、あつみライフランド

申込み・問合せ：田原市社会福祉協議会 ☎23-0610

第70回愛知県社会福祉大会において、長年ボランティア活動に尽力をされている次の団体が受賞をされましたのでご紹介します。

愛知県社会福祉協議会会長表彰

環境ボランティアサークル亀の子隊 様

愛知県社会福祉協議会会長感謝

渥美虹の会 様

